「

航空機関士の資格試験	三万九千七百円
士の資格試験	五万四千八百円
試験	三万九千七百円

」を「

准定期運送用操縦
航空機関士の資格

」に改める。

附　則

この政令は、航空法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十号）の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

国土交通大臣　前田　武志
内閣総理大臣　野田　佳彦

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名
平成二十三年十二月二日
内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第三百七十三号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の二十一第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第十一条の十第二項第一号ロ中「四・五パーセント」を「三・五パーセント」に改める。

附　則

この政令は、平成二十四年一月一日から施行する。

国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志
内閣総理大臣　野田　佳彦

排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名
平成二十三年十二月二日
内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第三百七十四号

排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）第三条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令（平成八年政令第二百号）の一部を次のように改正する。

第一条中「除く」の下に「。次条第三項において同じ」を加える。

第二条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　法第八条の三第三項の規定は、我が国の排他的経済水域において船舶間貨物油積替えを行う外国船舶については、適用しない。

附　則

この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

国土交通大臣　前田　武志
内閣総理大臣　野田　佳彦

健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名
平成二十三年十二月二日
内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第三百七十五号

健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

（介護保険法施行令の一部改正）

第一条　介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第四条を削り、第三条の二を第四条とする。

第三十五条の二中「、第百七条第三項第四号（法第百七条の二第四項において準用する場合を含む。）」を削り、同条第七号中「医療法」の下に「（昭和二十三年法律第二百五号）」を加える。

第三十五条の四中「、第百十四条第一項第十号」を削る。

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

第二条　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第十七条の八中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。